

労働安全衛生法に基づく水処理装置点検期限の超過について

【概要】

福島第一原子力発電所で使用しているろ過水ならびに純水を製造する水処理装置（以下「当該装置」）のうち、純水を製造するための樹脂（イオン交換樹脂）の機能回復（洗浄）を行うために使用している硫酸の保管等を行う、硫酸貯槽、硫酸計量槽、硫酸希釈槽については、労働安全衛生法に基づき、2年以内に1回、自主検査を行う必要があります。

当該装置の点検時期については、社内で作成している点検計画・実績（以下「長期計画」）に基づき管理しており、前回は2017年9月7日に自主検査を実施していることから、本来、2019年9月6日までに自主検査をすべきところ、10月30日に自主検査（点検）を実施しておりました。

その後、11月7日、当社監理員が、労働安全衛生法に基づく定期自主検査実施計画・実績表を確認中に、前回の自主検査から2年を超過していることに気付いたことから本日、富岡労働基準監督署に報告しております。

【原因】

直接的な原因としては、当社監理員が2年以内に1回自主検査を実施しなければならないことを把握しておらず、具体的な自主検査期日を元請けに指示しなかったもの。

また、自主検査期日については、点検計画・実績（以下「長期計画」）に記載があり、長期計画を定期的（月一回）に確認する運用となっていたものの、当社監理員が確認を漏らしてしまったこと、および上司のチェックが漏れてしまったことに伴い、前回の自主検査から2年を超過していることに気付けなかったもの。

【再発防止策】

今後、自主検査期日に応じ、アラート等で知らせるといった方法等の再発防止対策が考えられますが、しっかりと原因の深掘りを実施し、適切に対応、管理していきます。

参考(位置図)



水処理建屋

1. 硫酸貯槽

2. 硫酸計量槽

3. 硫酸希釈槽

免震重要棟